

新規・拡充を検討している 「人口減少対策」に関連した主な施策

人口減少に打ち勝つための総合戦略

I 活力ある産業をつくる

- ・ 水田を活用した園芸の拡大
- ・ 原木需給のアンバランスを解消する新たな製材所の立地・誘致
- ・ 農林水産業の担い手確保・育成
- ・ 新規就業者の安定的な確保に向けた農林大学校の機能強化
- ・ 県内企業の立地支援制度の要件緩和
- ・ 県内商業・サービス業の県外市場開拓への支援
- ・ 美肌観光の展開

II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・ 子ども医療費負担の軽減 【市町村と今後調整】
- ・ 産前・産後のケア対策の充実 【市町村と今後調整】
- ・ 不妊治療助成の拡充

III 地域を守り、のばす

- ・ 小さな拠点づくりのモデル構築
- ・ 中山間地域のスモール・ビジネスへの支援
- ・ 需要増に対応する空港・港湾の機能強化

IV 島根を創る人をふやす

- ・ 山陽・関西圏・首都圏の在住者向けのUターン促進施策の強化
- ・ 首都圏の在住者向けのIターン促進施策の強化
- ・ 女性一人ひとりの希望を実現する就業や起業等の支援

※今後のスクラップや収支見込みの状況等によって変更が生じる場合がある

子ども医療費負担の「軽減」の考え方

1. 現在、県は、市町村と財源を折半して、未就学児（小学校入学前までの子）の医療費の自己負担について、1医療機関の1月当たりの上限額が通院1,000円、入院2,000円となるよう軽減を実施。
2. 市町村においては、市町村の追加の負担によって、軽減対象年齢の引上げや、自己負担のない無償化を行っているところも多い。
3. 今回、県は、県内全ての小学6年生までの子どもが医療費負担の軽減を受けることができるようにするため、この軽減を実施していない市町村が実施可能となるよう、現行の「しまね結婚・子育て市町村交付金」の対象・規模を拡大する見直しを行う。
4. 未実施の市町村が交付金を医療費負担の軽減に活用できるようになることから、財源負担に不公平が生じないように、先行して実施している市町村に対しても同じ基準で交付金の見直しを行い、現在市町村が負担している財源との振替を可能とする。
5. 財源の振替により先行実施の市町村の負担が軽減される財源については、今回の制度拡充の趣旨を踏まえて、子育て支援など地方創生・人口減少対策に活用されることをお願いしていくものの、市町村独自の財源であることから、このことを交付金の交付要件とはしない。
6. 交付金の見直しによって新たに必要となる県の財源は、予算上1.5億円程度（現行交付金の決算不用額0.5億円が財源振替により全て執行される可能性が高いので決算ベースでは2.0億円程度）と見込んでいる。
7. 実施時期については、市町村との協議、財源の確保の状況等を踏まえ、今後決定。
8. この考え方を市町村に説明して、理解を得るよう努めていく。

【参考】現行の医療費助成制度の財源負担の仕組みで、制度を拡充した場合の新たな県負担額

- ① 小学6年生まで引き上げた場合（自己負担あり） 3.4億円
- ② 小学6年生まで引き上げた場合（自己負担なし） 5.7億円
- ③ 未就学児を完全無償化した場合 1.5億円